

吹田市総合教育会議

令和8年2月8日

午後2時開会

DRC Suita 9階 研修室

次 第

1 報告案件

(1) 教育委員会トピックスについて

(2) 給特法^{*}の改正について

(※ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)

2 協議案件

(1) 第3期吹田市教育ビジョンの重点課題の取組推進に向けて

ア 誰一人取り残されない学びの保障の推進

イ 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実

ウ 教員の働き方改革の推進

(2) 教育大綱の改訂について

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針^{*}を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

(※ 政府が定める教育の振興に関する施策についての基本的な方針)

2 地方公共団体の長は、大綱を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【資料】

資料1 教育委員会トピックス

資料2 「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して
～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

資料3 第3期吹田市教育ビジョンの重点課題の取組推進に向けて

資料4 吹田市教育大綱（現行）及び（改訂案）